



平成 29 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 鉄 建 建 設 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 林 康 雄
(コード番号 1815 東証第 1 部)
問 合 せ 先 管 理 本 部 総 務 部 長 橋 本 浩 一
(TEL 03-3221-2152)

建設業法に基づく営業停止処分について

本日、当社は、岩手県大船渡市内の工事に関して、当社及び当社社員が労働基準法違反で略式命令による刑事処分を受けたことに伴い、建設業法の規定に基づき、国土交通省から下記の営業停止処分を受けました。

当社は、この処分を厳粛に受け止め、今後二度とこのようなことを起こさないよう、再発防止に全力で取り組み、信頼の回復に努めてまいります。

記

1. 停止を命じられた営業の範囲

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域内における土木工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

2. 期間

平成 29 年 6 月 14 日から平成 29 年 6 月 16 日までの 3 日間

以 上